

奈良県告示第二百十八号

昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十七号（奈良県肥料取締法施行細則第三条の規定による表示を要する普通肥料及びその表示事項）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月十六日

奈良県知事 荒井正吾

表5の項中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。